

SHINWA NEWS

貸倒損失と貸倒引当金について

令和6年10月
(No. 11)

昨今、物価高騰が続き、仕入コストが上昇する等の要因で、倒産する会社が増加しています。そこで今回は、取引先が倒産して回収できない金銭債権を貸倒損失として処理する場合及び貸倒引当金の繰入れについてご紹介いたします。

[1] 貸倒損失について

取引先に対する金銭債権について貸倒れが生じた場合には、①法律上の貸倒れ、②事実上の貸倒れ、③形式上の貸倒れのいずれかに該当し、一定の要件を満たしたときに、法人税法上損金算入することができます。

① 法律上の貸倒れ

以下の事実発生事業年度で、切捨て又は債務免除した金額が会計上の損金経理の有無に関わらず、法人税法上損金算入されます。

- ・会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定による切捨て
- ・民事再生法の規定による再生計画認可の決定による切捨て
- ・会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定による切捨て
- ・債権者・行政機関・金融機関等の関係者の協議決定による切捨て
- ・債務者に対し書面による債務免除（債務超過の状態が相当期間継続し、金銭債権の弁済が不可能と認められる場合）

② 事実上の貸倒れ

法的に債権は消滅していないものの、取引先が破産したなど、債務者の資産状況、支払能力等からみて債権の全額が回収できないことが明らかとなった場合には、その事業年度において、会計上で貸倒損失として損金経理することにより、法人税法上損金算入することができます。（担保物の処分後に限るものとし、保証債務については履行した後によります。）

③ 形式上の貸倒れ（売掛債権に限ります。）

次の場合には、売掛債権から備忘価額を控除した残額を、会計上貸倒損失として損金経理したときには、それぞれの事業年度において法人税法上損金算入することができます。

- ・取引先に回収不能な状況があるか否かに関わらず、取引停止時・最後の弁済期・最後の弁済の時のいずれか最も遅い時から1年以上経過した場合
- ・同一地域の売掛債権の総額が取立費用その他の費用に満たない場合において、支払督促しても弁済がない場合

[2] 貸倒引当金について

貸倒損失の要件に該当しない場合においても、一定の法人については、繰入限度額まで貸倒引当金の設定ができます。貸倒引当金の対象となる金銭債権については、損失の発生可能性により、「一括評価による金銭債権」と「個別評価による金銭債権」とに分けられます。今回はその中から「個別評価による金銭債権に係る貸倒引当金」についてご紹介いたします。

(1) 適用法人

- ① 期末資本金（出資金）の額が1億円以下の普通法人（資本金が5億円以上の法人等の100%子会社及び完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除きます。）
- ② 資本金又は出資を有しない普通法人
- ③ 公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等
- ④ 銀行・保険会社その他これらに準ずる法人
- ⑤ 上記以外の法人で、売買があったものとされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する法人、その他一定の法人

(2) 繰入限度額

$(\text{個別評価による金銭債権の繰入限度額}) + (\text{一括評価による金銭債権の帳簿価額の合計額} \times \text{繰入率})$
--

【個別評価による金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額】

$(\text{①} + \text{②}) + (\text{③} + \text{④}) \times 50\%$

(①②③については、担保権の実行などにより取立ての見込みがある金額を除きます。)

- ① 個別評価金銭債権が次の事由によりその弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合で、その事由が生じた事業年度終了の日の翌日から5年を経過する日までの弁済予定額を除きます。
(イ)更正計画認可の決定 (ロ)再生計画認可の決定 (ハ)特別清算に係る協定認可の決定
(ニ)再生計画認可の決定に準ずる事実等に規定する事実が生じたこと (ホ)債権者・行政機関・金融機関等の関係者の協議決定
- ② 金銭債権に係る債務者について、債務超過が継続し、かつ、その事業好転の見込みがない場合及びその債務者が天災、経済事情の急変等に多大の損失を被った場合
- ③ 金銭債権に係る債務者について次の事実が生じた場合 (①②の適用分を除きます。債務者から受け入れた金額を除きます。)
(イ)更正手続開始の申立て (ロ)再生手続開始の申立て (ハ)破産手続開始の申立て
(ニ)特別清算開始の申立て (ホ)手形交換所等の取引停止処分
- ④ 外国の政府中央銀行又は地方公共団体に対する金銭債権で長期にわたる債務の履行遅延により経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる金銭債権の額